



商ア第294号
平成30年6月14日

全 株式会社
代表取締役 中尾 芳広 殿

沖縄県商工労働部
アジア経済戦略課長



平成30年度航空コンテナスペース確保事業（全国特産品流通拠点化推進事業 兼 沖縄国際物流ハブ活用推進事業）申込書の承認について

標記のことについて、提出された申込書を審査したところ適正であると認められますので、沖縄県が確保する航空コンテナスペースの利用について、全国特産品流通拠点化推進事業兼沖縄国際物流ハブ活用事業（以下「本事業」という。）の利用を承認します。なお、利用にあたっては下記にご留意頂きますようお願いいたします。

記

- 1 実施要領の記載事項を遵守すること。
- 2 県外事業者において、全国特産品（県外産）のみを取り扱う場合の利用上限は、原則、年間3 t（利用者申請重量の累積）とし、月の途中で利用上限を超える場合は、本事業の利用を停止するものとする。なお、本事業は平成30年度予算の範囲内で実施するため、年度途中で終了することがある。
その場合は、相当程度の余裕を持って下記HPに掲載するので、特に年末以降は定期的にチェックすること。
- 3 本事業を継続利用できる期間は、平成33年度までとする。なお、本事業は単年度毎に予算が確保されるため、次年度実施の確約がないことに留意すること。次年度も実施することとなった場合、下記HPに申請書等を掲載するので、再度利用申請を行うこと。
- 4 フォワーダー等流通業者が自社集荷機能を活用し、貨物を集約して利用する場合には、荷主から要した費用を徴収する際、本事業による経費負担軽減分を差し引いて行うこと。また、当該流通業者が本事業に関するそれら貨物の責任者となり、報告等各種取り纏めを行うこと。

（沖縄県アジア経済戦略課ホームページ）

ホーム > 組織で探す > 商工労働部 アジア経済戦略課 > 沖縄国際物流ハブ・OKINAWA Bridging Asia

> 沖縄国際物流ハブ活用推進事業（全国特産品流通拠点化推進事業）

http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/shoko/asia/kikaku/documents/zenkoku_container.html